風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第８条第２号の規定による行政処分について、行政手続法第13条第１項第１号の規定に基づく聴聞を公開により行う。

令和８年11月２日

茨城県公安委員会委員長　関　正樹

１　聴聞期日

令和８年11月19日（木）午前10時00分から

２　聴聞場所

茨城県水戸市笠原町978番６　茨城県警察本部２階意見の聴取室

３　被聴聞者

行政手続法第13条第１項第１号に基づく聴聞第　２　号